

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

知事許可		愛知県証紙による納付		大臣許可		登録免許税・収入印紙による納付	
許可の区分	一般又は特定 の一方のみ 申請する場 合	一般又は特定 の両方を 申請する場 合	許可の区分	一般又は特定 の一方のみ 申請する場 合	一般又は特定 の両方を 申請する場 合	申請区分	
1. 新規	90,000円	180,000円	1. 新規	150,000円 (登録免許税)	300,000円 (登録免許税)		
2. 許可換え新規	90,000円	180,000円	2. 許可換え新規	150,000円 (登録免許税)	300,000円 (登録免許税)		
3. 般・特新規	90,000円		3. 般・特新規	150,000円 (登録免許税)			
4. 業種追加	50,000円	100,000円	4. 業種追加	50,000円 (印紙)	100,000円 (印紙)		
5. 更新	50,000円	100,000円	5. 更新	50,000円 (印紙)	100,000円 (印紙)		
6. 般・特新規 +業種追加		140,000円	6. 般・特新規 +業種追加		150,000円 (登録免許税) +50,000円 (印紙)		
7. 般・特新規 +更新		140,000円	7. 般・特新規 +更新		150,000円 (登録免許税) +50,000円 (印紙)		
8. 業種追加 +更新	100,000円	150,000円又は 200,000円	8. 業種追加 +更新	100,000円 (印紙)	150,000円 (印紙) 又は 200,000円 (印紙)		
9. 般・特新規 +業種追加+更新		190,000円	9. 般・特新規 +業種追加+更新		150,000円 (登録免許税) +100,000円 (印紙)		

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。